令和7年度 障害児(者)施設等の整備方針について

令 和 6 年 4 月 5 日 埼玉県福祉部障害者支援課

本整備方針は、「社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱」のうち、第3条第1項の表第3号、第4号及び第6号に掲げる施設について、同条第2項の表第2号及び表第3号の整備区分ごとに掲げる整備内容並びに「次世代育成支援対策施設整備県費補助金交付要綱」のうち、4(2)の表に掲げる施設について、5の表の整備区分ごとに掲げる整備内容について定める。

当該補助金については、国庫補助金等の「社会福祉施設等施設整備事業」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を本県(政令市・一部について中核市を除く。)において実施するものであり、令和3年度以降の国当初予算の状況も踏まえて下記のとおり整備の考え方を定めるものである。

記

1 整備の対象

- (1)整備対象建物は、原則、整備主体の自己所有物件とする。ただし、次の場合については、賃貸物件も補助の対象とする。
 - ①入所施設を運営する法人が施設から地域移行を進めるため又は在宅の重度障害者 を受け入れるため重度障害者の受入れ可能なグループホームの整備を行う場合
 - ②「自家発電設備」「スプリンクラー」など安全対策に関する整備を行う場合
- (2) 法人運営状況に問題がある場合にあっては、改善報告書等により問題解決に向けた 対応への確認ができるまで、県の社会福祉法人認可等審査委員会に諮問しないことが できるものとする。
- (3) 単年度事業を対象とする(国・県の補正予算により実施する場合で、翌年度に繰り越しすることが認められた場合等は除く)。複数年にわたる事業は対象外となる。
- (4)浸水想定区域等において新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること。

2 整備の考え方

Ж 1

令和3年度以降の国当初予算の規模を踏まえ、下記(1)~(3)の案件を優先的に整備する。

(1) 本県の入所希望者の状況を踏まえ、重度障害児者の住まいの場の創設

①障害者入所施設(非常用自家発電設備等があるもの。地域移行を推進(※1)すること。)

国においては、障害者支援施設(施設入所支援)の整備は、基本指針において、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本としています。このため、障害者支援施設の整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限られています。さらに、設置する市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画の提示も必要とされています。

協議書において入所を見込んでいる者の状況を記載すること。「地域移行の 支援に係る法人の現在の体制」(別紙)を添付すること。

また、市町村の意見書等に「当該市町村の施設入所支援のサービス見込量や入所希望者数の将来的な見通しや、当該市町村における入所施設の不足が本協議案件による整備や、地域生活支援拠点や基幹相談支援センター等での連携を通じ地域移行を進めることで解消に向かうかの見通し等」が提示されていること。

- (2)障害児入所施設(非常用自家発電設備等があるもの)
- ③重度障害者が入居するために必要な設備(※2)を備えたグループホーム(短期入所を併設するもの)
 - ※2 施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等介護設備、スプリンクラー、非常用自家発電設備等
- (2) 老朽化した施設の入所者等の安心・安全を確保するため、障害児者の住まいの場の 大規模修繕・移転創設などの整備(※3、4)
 - ※3 国においては、障害者支援施設の改築又は移転改築に当たっては、地域移行・地域 生活支援を推進する観点から、重度障害者への支援の必要性や入所者の意思決定支援 を踏まえ、入所定員の見直し(数割以上の削減の検討)、併せて、その施設機能の有効 活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設や短期入所の整備と 一体的に整備するなど中長期的な視点が求められる(この一体的な整備は同一の整備 計画として協議できる。)とされています。

障害者入所施設の改築又は移転改築の協議書においては、これまでの地域移行の実績、現在の入所者の地域移行に関する意向及び当該意向を踏まえた中長期的な施設整備の計画等を記載すること。

※4 令和3年度から令和7年度までの5年間、国は「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)を重点的かつ集中的に講じることとされており、当該対策に該当する整備案件は、県においても積極的に整備する。ただし、当該対策は国の予算措置に併せて県が予算措置を行うことができた際に実施する(令和3年度、4年度及び5年度は、国は補正予算で事業化している)。

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定) に該当する主な整備案件

- 耐震化整備
 - 新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物についての改築、民老、大規模修繕、移転創設等
- ・非常用自家発電設備の整備(当該設備は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源とすること。また、同設備が稼働する災害(浸水等の水害、土砂災害及び地震等)時に確実な稼働が見込まれるよう屋上等に設置する等、また独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性を確保することとし、当該対策や耐震性能を協議書に添付すること。)
- ・ブロック塀等の改修整備
- 水害対策強化整備

洪水浸水想定区域(水防法第14条・最大浸水深に応じて優先する。)や土砂災害警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、住まいの場(入所施設等)において水害対策のための移転改築整備を図るもの。

(参考) 令和5年6月16日に公布された国土強靭化基本法の改正法において、政府は国土 強靭化実施中期計画を定めるものとされている。

(3)重症心身障害児・重度障害者を支援する新たな通所事業所等の創設

- ①重症心身障害児を支援する通所事業所及び児童発達支援センター(当該事業種別の事業所が設置されていない市町村における整備)
- ②重度障害者を支援するために必要な設備(※5)を備えた通所事業所 ※5 施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等介護設備等

3 国への協議

県は、障害児者施設等に係る協議案件について本方針に基づいて評価を行い、県予算の範囲内で、国へ協議する。

地域移行の支援に係る法人の現在の体制

の有無		
該当する項目に	当該拠点・センター等の	
〇 を記載	名称・所在地	
	該当する項目に 〇 を記載	